

令和 7 年 2 月 6 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて
（再周知依頼）

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについては、令和 6 年 12 月 3 日付文書「医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて（周知依頼）」（日医発第 1499 号）にてご案内申し上げました通り、令和 7 年 4 月 1 日以降、現行の医療機関等情報支援システム（G-MIS）から、福祉医療機構が WAM NET 上に構築する新システムへ移行します。

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より事務連絡「医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて（再周知依頼）」が発出され、本会へ再周知の要請がございました。

新システムへの移行にあたり、医療法人は事前の利用申請が必要となります。

詳細は、厚生労働省作成のリーフレット及び、厚生労働省の以下のホームページに掲載された医療法人向けの説明資料をご確認下さい。

○ 医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて（令和 7 年 4 月 1 日以降）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00010.html

つきましては、貴会におかれましても本件の周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。なお、引き続き紙媒体での報告も可能です。

【添付資料】

・「医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システムについて（再周知依頼）」（令和 7 年 1 月 31 日 厚生労働省医政局医療経営支援課）

以上

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 31 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る
報告システムについて（再周知依頼）

平素より厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。
医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システム
（新システム）につきましては、貴会関係者に周知いただいているところです。
皆さまの御協力により、新システムの利用申請数は7,397件（1月20日時点）
となりましたが、全体のうちまだ12%にとどまっています。

行政手続効率化と医療法人の利便性向上を図る観点から、電子的な提出をよ
り一層推進していくため、貴会におかれましては、御了知の上、改めて貴会関係
者への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、周知にあたっては、引き続き厚生労働省にて作成したリーフレット等を
御活用ください。

- 医療法人の事業報告書等及び経営情報等の電子的届出に係る報告システム
について（令和7年4月1日以降）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00010.html

（照会先）

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

E-mail : iryouhoujin@mhlw.go.jp

電話 : 03-3595-2274

令和7年4月以降

医療法人の事業報告書等・経営情報等の新報告システムにご協力ください。



令和7年4月1日から、事業報告書等及び経営情報等の電子的な提出に、**新システム（WAMNET）**のご利用をお願いいたします。

ご利用にあたっては、事前の申請が必要となります。

新システムの利用申請について

令和6年11月29日以降、下記利用申請のリンク先において、医療法人名、担当者名、担当者連絡先などの必要な情報をご入力※いただきます。

＼利用申請はこちら／



<https://www.wam.go.jp/wamappl/mcdb/coll.nsf/fMCDBInfo?Open>



※年度内にIDを発行するため、**令和7年2月28日まで**の入力をお願いいたします。

新システムの機能改善点

- ✓ アカウント発行の所要時間が短縮
- ✓ データ登録方法の追加
- ✓ 入力内容の整合性チェック機能の導入
- ✓ 前年度に登録した情報の自動入力

新システムに関する情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。



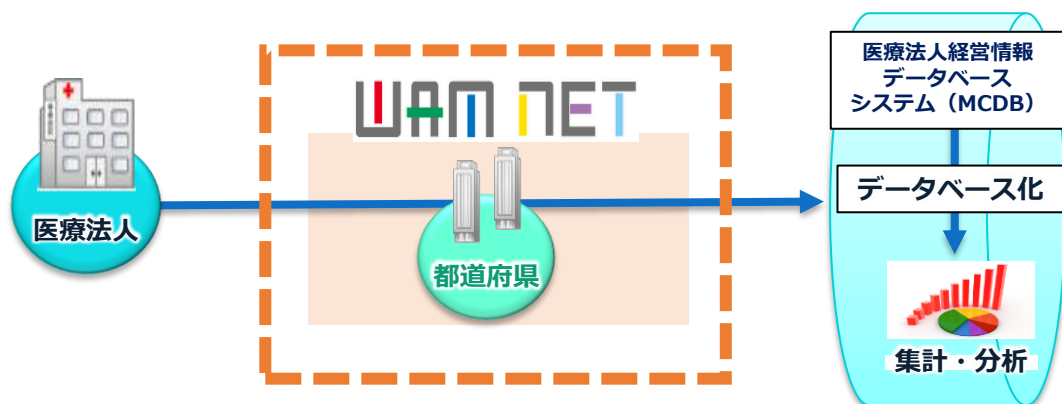
利用申請後にご対応いただくこと

令和7年4月1日以降、新システムにログインが可能となります。

I D発行メールにログインURLが添付されていますので、パスワードを設定のうえログインいただきますと、事業報告書等及び経営情報等が報告可能となります。

ご留意いただくこと

- ・ G - M I Sをご利用いただいている医療法人も**改めて利用申請が必要**となります。
(※) G - M I SのI Dは引き継がれます。
- ・ 令和7年4月1日以降は、利用申請のリンク先はご利用いただけませんので、所管の都道府県に利用申請してください。
- ・ 引き続き紙媒体での報告も可能です。



ご不明な点は、（独）福祉医療機構の設置している医療法人経営情報報告相談窓口までお問い合わせください。

TEL：0570-783-867（受付時間：平日9：00～17：00）

[お問い合わせフォーム](#)

新システムに関する情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

